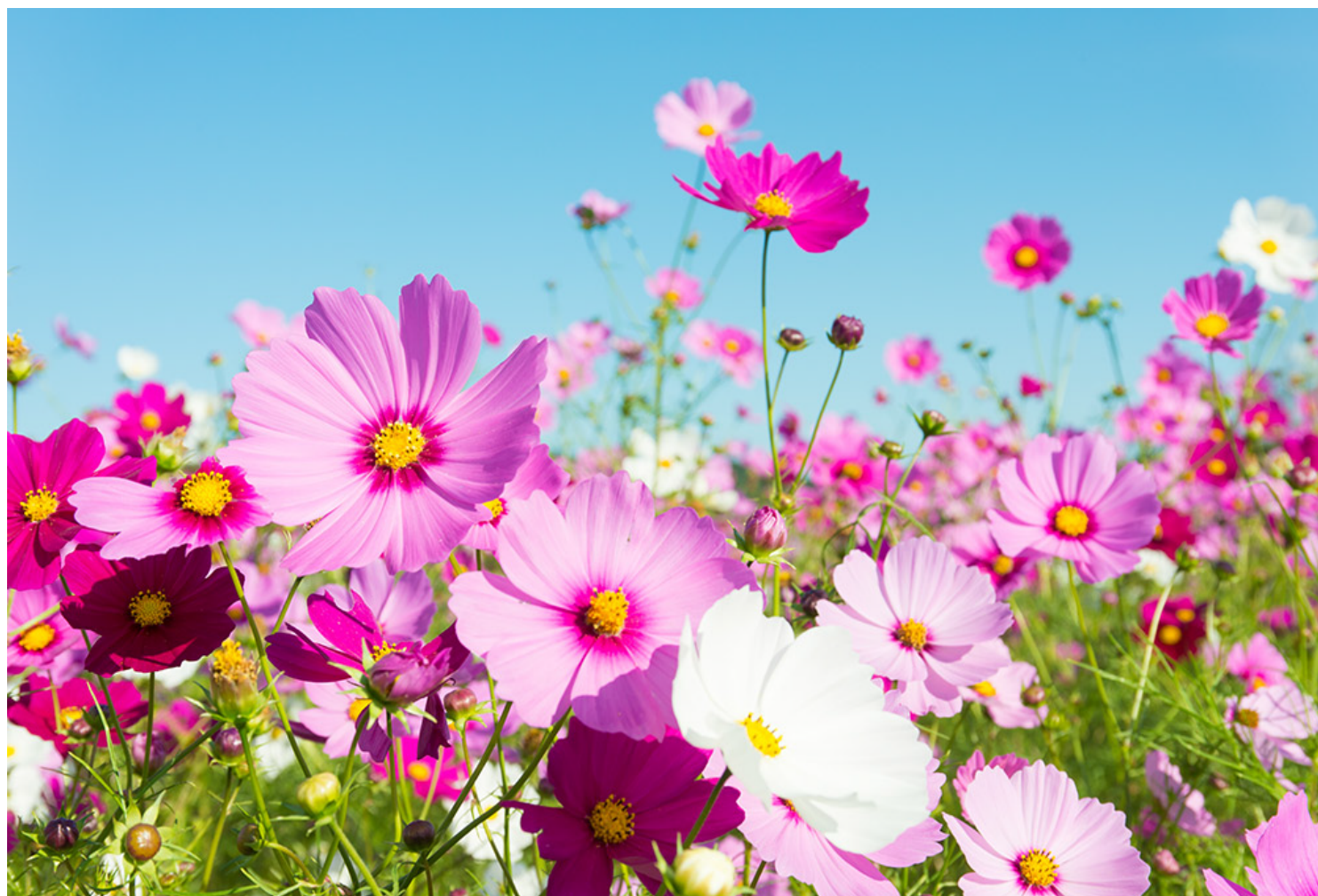


税理士
法人

AIF事務所便り

2026.10.1/411 号



contents

◆2027 年 1 月から『こども NISA』が開始されます（予定）

税理士 川上雅人

◆日本の税制は法人が有利 税理士 今西崇男

◆投資・資産運用を学ぶ 税理士 今西崇男

◆金利上昇と資金調達の今

2027 年 1 月から『こども NISA』が開始されます（予定）

2026 年税制改正により、2027 年 1 月から 0～17 歳の子どもを対象とした新制度「こども NISA」が開始される予定です。現在、国税庁や金融庁などの関連機関において、詳細な制度設計や税制改正に向けた手続きが進められています。以前は、「こども NISA」のような非課税制度として、「ジュニア NISA」がありましたが、2023 年末をもって新規の口座開設が終了しました。新しく始まる「こども NISA」は「ジュニア NISA」よりも柔軟で使い勝手の良い制度に進化していますので今回ご紹介致します。

「ジュニア NISA」と「こども NISA」の違い

	ジュニア NISA	こども NISA
対象年齢	0 歳～20 歳	0 歳～17 歳
年間投資枠	80 万円	60 万円（最大 600 万円まで）
非課税保有期間	最長 5 年	無期限
投資できる商品	上場株式、投資信託等	長期積立・分散投資に適した一定の投資信託に限定
引出し	18 歳まで引出し不可	原則 18 歳まで制限されるが、12 歳以降は教育費等の一定理由で払出し可能 18 歳以降は成人向けの現行 NISA つみたて投資枠へ自動引き継ぎ

メリット

- ・非課税で運用する事が出来る
- ・子育て世代に関しては将来の教育資金への準備が出来る
- ・親自身の NISA 枠とは別枠で資産の準備が出来る

デメリット

- ・12 歳未満の引き出しが原則課税対象となる
- ・個別株などは対象外で、金融庁が認める一定の投資信託のみに制限される
- ・元本割れとなるリスクがある
- ・無理な積み立ては生活を圧迫してしまう可能性がある
- ・年間 110 万円の基礎控除を超える金額を移転すると贈与税がかかる場合がある

期待される効果

こども NISA の制度導入によって期待される効果は、「次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えるニーズに応じること」となっており、教育費等の準備ツールとしての役割に焦点があたっています。

個人的に期待することは、お子さまが自分専用の証券口座を持つことで、お金に対する当事者意識が芽生えることです。また、運用の状況を知ること、世界経済や社会の仕組みに関心を持つきっかけとなるのではないのでしょうか。こども NISA は、将来の学費を準備するだけでなく、お子さまが自立して生きていくための金融リテラシーを育む教材としても有効なものになってほしいと思います。

日本の税制は法人が有利 1

1. 税金面ではますます法人の方が有利

日本の税制は個人単位課税制度です。原則として個人が1単位であり、個人間と個人・法人間で金銭の移動があった場合、税金問題が発生します。たとえ親子・夫婦間でも原則として税金が発生します。例外として非課税規定が認められているにすぎないのです。

個人の課税の流れは、法人があり、給与と配当で個人所得が発生、個人事業者はここで所得税が発生、その後贈与税、相続税と課税されていきます。個人の課税の流れからみると相続税が最終出口であり、税務当局も相続税で財産課税すればいいと考え、相続税の脱税に目を光らせていると思われます。現在の税の流れは法人税減税・所得税増税・贈与税減税・相続税増税となっており、法人税率 15%、所得税率 50%、贈与税の非課税拡大、相続税率 55%と明確です。

個人事業の場合、事業収入（事業で得た収入）から必要経費を差し引いたものが事業主の所得となります。そして、そこから扶養控除や社会保険料控除などを差し引いたもの（課税所得）に、所得税が課税されます。つまり、税金だけでいえば、会社を作り所得税率を見ながら役員報酬でもらうことが有利です。

2. 法人化のその他メリット

①経費化するものが多い

★生命保険料が代表的ですが、会社が受取人とすれば金額の上限なしで保険料が経費となります。個人の場合、最大 12 万円の生命保険料控除しか受けられません。

会社で保険料を支払い、満期や解約、死亡した場合に退職金で受け取れば大きな節税になります。

★退職金は税制で大きく優遇されています。

- (1) 退職所得控除がある。40 万円 × 20 年 + 70 万 × (勤続年数 - 20 年)
- (2) 退職所得控除後の 1/2 のみに対して税金が課税される
- (3) 分離課税として他の所得と合算されないため税率が低い

例・・全額損金保険解約 2,000 万円雑収入

退職金を 2,000 万円支払うと、法人は退職金 / 雑収入となり、税金 0 円

本人 勤続 30 年として、退職所得を計算

【2,000 万円 - (20 年 × 40 万円 + 10 年 × 70 万円)】 × 1/2 × 税率 = 25 万円 実効税率 1.25%

※役員退職金のうち、勤続年数 5 年以下の役員に対する退職金については 1/2 とする規定の廃止。

②専従者給与と役員報酬

家族従業員に対する課税庁の調査が厳しくなっています。個人の青色専従者給与は労働の対価であるため、タイムカード・勤務実績等での税務署の否認リスクが大きいですが、役員の報酬の方は労働の対価性で判断できないため、税務署も否認することは難しいです。

③税務調査の水準

法人 3,000 万円、個人 3,000 万円と、個人事業の調査レベルの方が高くなっています。法人の売上 3,000 万円程度の会社は極小企業であり、個人事業の 3,000 万円は結構高額な事業であるため、調査官のレベルが違います。

日本の税制は法人が有利 2

④事業主の出張が多いか？

旅費日当は法人税上の経費となり、所得税も課税されない唯一の経費です。

※旅費規程が必要。概ね社長 15,000 円・社員 3,000 円程度とされています。

⑤資本金 1,000 万円未満だと消費税が最大 2 事業年度免税になる

⑥決算期を自由に設定することができる

個人の場合 1 月から 12 月と事業年度が決められていますが、法人の場合 1 年以内ならば決算期を自由に設定できます。

資金繰りの面では、5 月決算 7 月納税や 10 月決算 12 月納税を避け、在庫の少ない 8 月決算 10 月申告・納税や、2 月決算 4 月申告・納税も可能となります。

⑦家賃を会社の社宅契約にすることによって、所得税、社会保険の減額ができる

また、自宅を住宅ローン控除 13 年後、法人へ移管すれば、給与の圧縮、修繕費、備品費、固定資産税、火災保険料等経費化できます。

⑧青色申告欠損金が、個人の場合は 3 年、法人の場合は 10 年繰越することができる

土地・建物・有価証券等資産は法人で購入すれば、万が一損失が出ても 10 年間にわたり経費化できます。

⑨厚生年金が受給できる社会保険に加入することができる

国民年金は最大 40 年間支払って 6 万円程度しか受給することができませんが、社会保険加入による厚生年金の場合、法人経費で半分負担と税金投入分、併せて 1/4 程度の保険料で 13 万円以上の年金が受給できます。

3. 法人化のデメリット

①設立費用が、株式会社 25 万円、合同会社で 15 万円程度費用が発生する

②社会保険が強制加入となる

上記⑨のメリットとの反対です。

③赤字でも法人住民税として、均等割り 7 万円が発生する

④申告書の作成や帳簿作成等の事務作業の発生と、会社運営のコストが発生する

4. 法人化のタイミングは・・・

1 年間の課税所得金額がおおよそ 600 万円に届く頃、所得税率 20%・法人税率は 15%を超えます。

年間売上 1,000 万円を超えて消費税の課税事業者となる頃やインボイスの登録が必要となった時も、法人化のタイミングと考えられます。詳細は当事務所担当者にご相談ください。

投資・資産運用を学ぶ

長期金利が3%を超え、インフレも加速し、毎月のように値上げラッシュが続く今日、30年間低金利時代に慣れた私たちに大きな思考変換が迫られています。3%のインフレは現金の価値が3%下がっていくことと同義です。このような時代に資産の運用、投資を考慮することが必要ですが、日本では30年間もデフレ経済が続き金利のある世界に慣れていないことも確かです。そこでリスクが少ない順に投資・運用先をご紹介します。

NISAは、少額からの投資を行う方のために2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」。通常、株式や投資信託等の金融商品に投資した場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当金に対して20%の税金がかかります。NISA口座で投資した金融商品から得られた利益は非課税です。ただし、NISAで投資できる金額は最大1800万円までと決まっています。また、年間360万円までとなっています。

手順は簡単で銀行・証券会社等でNISA口座を開設し、投資先に投資するだけです。

NISA口座は楽天・SBI証券等のネット証券や日興・野村等の店舗証券があります。

リスクを避けるには、個別株式ではなく、分散投資で世界経済の成長に連動した、全世界株式（オール・カントリー）米国株式（S&P500）が2大投資先となっています。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無制限		無制限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・ 投資信託等※
対象年齢	18歳以上		18歳以上

ハイリスク・ハイリターンの金融商品では、投資先としてインベスコ世界厳選株式オープンが注目されています。配当利回りは20%で、税金20%を支払っても16%と高利回りであり、27年間高配当です。

運用投資額は618,436,000,000円と6兆円を超え、毎月の投資流入金額もオルカン等について3番目となっています。もとよりハイリスク商品のため慎重であるべきですが、6年で元金分が回収できると考えれば選択の一つでしょう。

金利上昇と資金調達の今

金利は高止まり、借入負担が増している

日本銀行が利上げ方向へと政策を転換する中、中小企業の資金調達環境は大きく変わりつつあります。長らく続いたゼロ金利・低金利時代が終わりを告げ、借入コストを意識した財務管理が改めて強く求められる局面に入っています。変動金利で借入を行っている企業は、返済額の増加を具体的に試算した上で、手を打つタイミングを逃さないことが今まさに急務と言えます。

円安と物価上昇がコストを直撃する

さらに深刻なのが、円安と物価上昇の長期化です。2025 年度も歴史的な円安水準は継続しており、円ベースで見た輸入物価指数は高い水準が続いています。国内企業物価指数と消費者物価指数も引き続き上昇傾向にあります。原材料・エネルギー・食品などを仕入れる中小企業にとってコスト増加圧力は一段と強まっており、価格転嫁が十分に進まない企業ほど収益が削られ続けるという厳しい現実があります。自社のコスト構造がどう変化しているか、専門家に相談してもいいかもしれません。

借入金増加と現預金横ばいが示すリスク

中小企業の借入金等は直近では増加に転じており、現預金残高は横ばいで推移しています。借入金が増加傾向にある中、金利負担の増加が重なることで資金繰りへの影響が顕在化しやすい状況が続いています。こうした時こそ手元流動性の水準を定期的を確認し、いざという時のために早めに手を打てる態勢を整えておくことが重要な意思決定と言えるでしょう。

借入金増加局面での財務指標の定期確認。債務償還年数（借入金 ÷ （経常利益 + 減価償却費））および借入金月商倍率（借入金 ÷ 月商）を定期的に試算し、金融機関との早期対話につなげること。

資金繰りの「見える化」が最初の一手

こうした局面だからこそ、自社の資金繰り状況を「見える化」することが最初の一手です。借入金が月商の何か月分にあたるか、返済に何年かかるか、この2つの数字を把握するだけで、金融機関との交渉も資金調達の判断も大きく変わります。金利優遇のある政策金融の活用も選択肢に入れながら、手を打つなら早いほど選択肢は広がります。



物価の上昇が続く限り、金利は上がっていくことが予想されます。